

阪神水道企業団公式 SNS 運用方針

令和4年12月26日 制定

令和8年2月4日 改正

阪神水道企業団（以下「企業団」という。）では、企業団の取組やイベント等の情報を積極的に発信し、また、災害時等には迅速な情報提供に活用するため、企業団の公式 SNS を運用しています。その情報発信に当たり、運用方針を以下のとおり定めます。

1 目的

本方針は、企業団の Facebook、X、Instagram 等のアカウント(以下「企業団公式 SNS」という。)の運用に関する事項について定めます。

2 発信する情報

発信する情報は次のとおりとします。

- (1) 企業団の取組やイベント等の情報
- (2) 報道発表等に関する情報
- (3) 災害時等の緊急情報
- (4) その他企業団に関連する情報や周知する必要がある情報

3 運用方法

企業団公式 SNS の運用については、下記の事項に留意して運用を行うこととします。

- (1) 企業団公式 SNS 利用者から企業団に向けてのコメントに対し、原則として企業団から返信することはありません。
- (2) 国、地方公共団体等、公共性が高い機関のアカウントについては、フォローを行うことがあります。
- (3) 企業団公式 SNS への投稿の際、職員の容姿が識別できる写真については、職員の同意を得た上で投稿します。

4 禁止行為

利用者が企業団公式 SNS にコメントを投稿するに当たって、下記の事項に該当する行為を禁止します。禁止行為を行った、又は行う恐れがあると運用者が判断した場合には、事前に通告することなくコメントの削除又はアカウントのブロック等を行う場合があります。

- (1) 公序良俗に反する内容
- (2) 企業団公式 SNS の掲載内容に対して著しく乖離する内容
- (3) 企業団又は第三者を誹謗、中傷し、名誉若しくは信用を傷つける又は人権を侵害する内容
- (4) 政治活動、選挙活動、宗教活動又はこれらに類似する内容

- (5) 違法な情報やわいせつな内容
- (6) 商品、店舗、会社の宣伝など営利目的の内容
- (7) 企業団又は第三者の著作権、肖像権、その他知的財産権を侵害する内容
- (8) 人種、思想、信条等の差別又は差別を助長させる内容
- (9) 虚偽や事実と異なる内容及び単なる風評や風評を助長させる内容
- (10) 本人の承諾なく個人情報を特定、開示、漏洩する等プライバシーを害する内容
- (11) 他のユーザー、第三者等になりすます内容
- (12) その他企業団が不適切と判断した内容

5 著作権

著作権に当たっては、下記の事項に留意して運用を行うものとします。

- (1) 企業団公式 SNS に掲載している個々の情報(文章、写真、イラスト等)に関する著作権は、企業団や正当な権利を有する者に帰属します。
- (2) 企業団公式 SNS の掲載記事に対する「リポスト(X)」、「いいね!(フェイスブック)」等の機能(これらに類する機能を含む。)については、自由に使用していただくことができます。
- (3) 第三者が権利を有しているコンテンツをソーシャルメディア提供機能以外で二次利用する場合については、特に権利処理済みであることが明示されているものを除き、利用者の責任で当該第三者から利用の許諾を得ることとします。

6 免責事項

免責事項に当たっては、以下のとおり定めるものとします。

- (1) 企業団公式 SNS の掲載情報の正確性については万全を期しますが、情報の正確性、完全性、有用性について保証するものではありません。また、企業団は、ユーザーが企業団公式 SNS の情報を用いて行う一切の行為についても何ら責任を負うものではありません。
- (2) 企業団公式 SNS に関連して、ユーザー間又はユーザーと第三者間でトラブルや紛争が発生した場合又は直接、間接的な損失について、企業団は一切責任を負わないものとします。
- (3) 企業団は、ユーザーにより投稿された企業団公式 SNS に対する「リプライ」、「リポスト」、「コメント」等については一切責任を負いません。
- (4) 企業団公式 SNS の内容は、予告なく変更することがあります。
- (5) 企業団は、予告なく運用方針の変更や運用方法の見直し又は中止をする場合があります。